

四日市市病院管理規程第 4 号

市立四日市病院企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 2 日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程  
の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 1 7 年四日市市病院管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
市立四日市病院企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関しては、別の定めるもののほか、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市条例第 5 号）、四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 6 0 年四日市市規則第 6 号）、 <u>四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和 2 年四日市市規則第 1 6 号）</u> の定めるところによるものとする。	市立四日市病院企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関しては、別の定めるもののほか、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市条例第 5 号）、四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 6 0 年四日市市規則第 6 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。